

住宅改造助成制度(障害者がお住まいの住宅を改造する場合)

宝塚市では、障害者がお住まいの既存住宅の改造に要する経費を助成する制度を実施しています。制度の詳細は、次のとおりです。

● 制度の概要

制度名	住宅改造助成制度		障害福祉制度
	特別型	増改築型	住宅改修
対象者	生涯に渡り自宅での生活を希望し、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている者がいる世帯(介護認定を受けることが出来る又は受けている者は除く) (原則として公営住宅に居住する世帯を除く)	特別型の対象世帯及びこれらの者と同居しようとする世帯(公営住宅に居住する世帯を除く)	下肢、体幹機能障害4級以上の者(学齢児以上) (介護認定を受けることが出来る又は受けている者は除く)
対象範囲	障害者の身体状況に応じた既存住宅の改造で、住まいの改良相談員が必要と認めるバリアフリー改造。日常生活用具給付事業の住宅改修対象者については、一体的に工事を実施すること。	住宅改造特別型で増改築を伴うもの	障害者の身体状況に応じて必要な改造 ①手すり取付 ②段差解消 ③床材変更 ④扉取替 ⑤便器取替(和便器から洋便器へ取替) 等
所得限度額	・生計中心者が給与収入のみのもので前年分の給与収入金額が、8,000,000円以下の世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、6,000,000円以下の世帯		障害者本人と配偶者のいずれか(18歳未満は世帯全員のいずれか)の市民税所得割の課税額が46万円以下
対象限度額	100万円(※80万円)	150万円	20万円
(同一世帯に対象者が複数いる場合も上記を世帯の限度額とする)	※ただし日常生活用具給付事業の住宅改修の給付対象となる世帯では当該住宅改修費20万を控除した額	150,000円/m ² × 増改築部分面積	
助成率	生活保護世帯	増改築工事 1/3	市民税非課税及び生活保護
	3/3		10/10
	市民税非課税世帯		市民税課税
	9/10		9/10
	市民税均等割課税世帯		
	9/10		
	市民税所得割及び均等割課税世帯		
2/3			
所得税課税世帯(所得税額7万円以下)			
1/2			
所得税課税世帯(所得税額7万円以上)			
1/3			

● 手続きの流れ

相談	工事前に障害福祉課窓口へ
訪問調査	住まいの改良相談員が、ご自宅を訪問します。
申請	業者は申請者が選定してください。 工事前(日付入り)の写真を撮ってください。 申請書類一式を提出してください。 ・申請書 ・工事見積書(施工業者の押印が必要) ・図面(段差解消工事や浴槽設置は、施工前後の高さが分かるよう平面・断面図等に数値を記) ・生計中心者の所得証明書(確定申告書あるいは源泉徴収票等の写し) ・工事承認書(申請者所有の住宅でない場合) ・日常生活用具給付申請書(障害福祉制度住宅改修との併用申請のみ)
助成決定	申請を受けてから約2週間後、申請者及び業者あてに書面で助成決定をお知らせします。
工事施工	上記「決定通知書」が届きましたら、業者と工事契約書を締結し、工事に着手してください。
工事完了	工事後(日付入り)の写真を撮ってください。 完了届一式を提出してください。 ・完了届 ・工事費請求書(施工業者の作成したもの)の写し ・工事契約書(申請者と施工業者との間で締結したもの)の写し ・工事箇所の写真(工事前・工事後) ・助成金請求書 ・その他指示する書類 住まいの改良相談員がご自宅を訪問し、完了検査を実施します。
助成金交付	助成金請求日より、30日以内に指定された銀行に払い込みます。

■ 留意事項

- ・ 工事が始まってから申請されても、受け付けることはできませんのでご注意ください
- ・ 老朽化による工事、単なる修繕、新築、既存の中古住宅に転居した場合及び下水道設置に伴う水洗便所改造工事等は、助成の対象になりません。
- ・ 年度内に工事が完了しない場合は、助成決定は取り消しとなり、助成金は交付されません。
- ・ 助成金は当該年度(4月から翌年3月まで)の予算額の範囲内で交付しますので、予算が不足する場合は、利用出来ないことがあります。
- ・ その他の詳細については、住まいの改良相談員にお尋ねください。

● 相談窓口

宝塚市役所 障害福祉課

TEL : 0797-77-9110